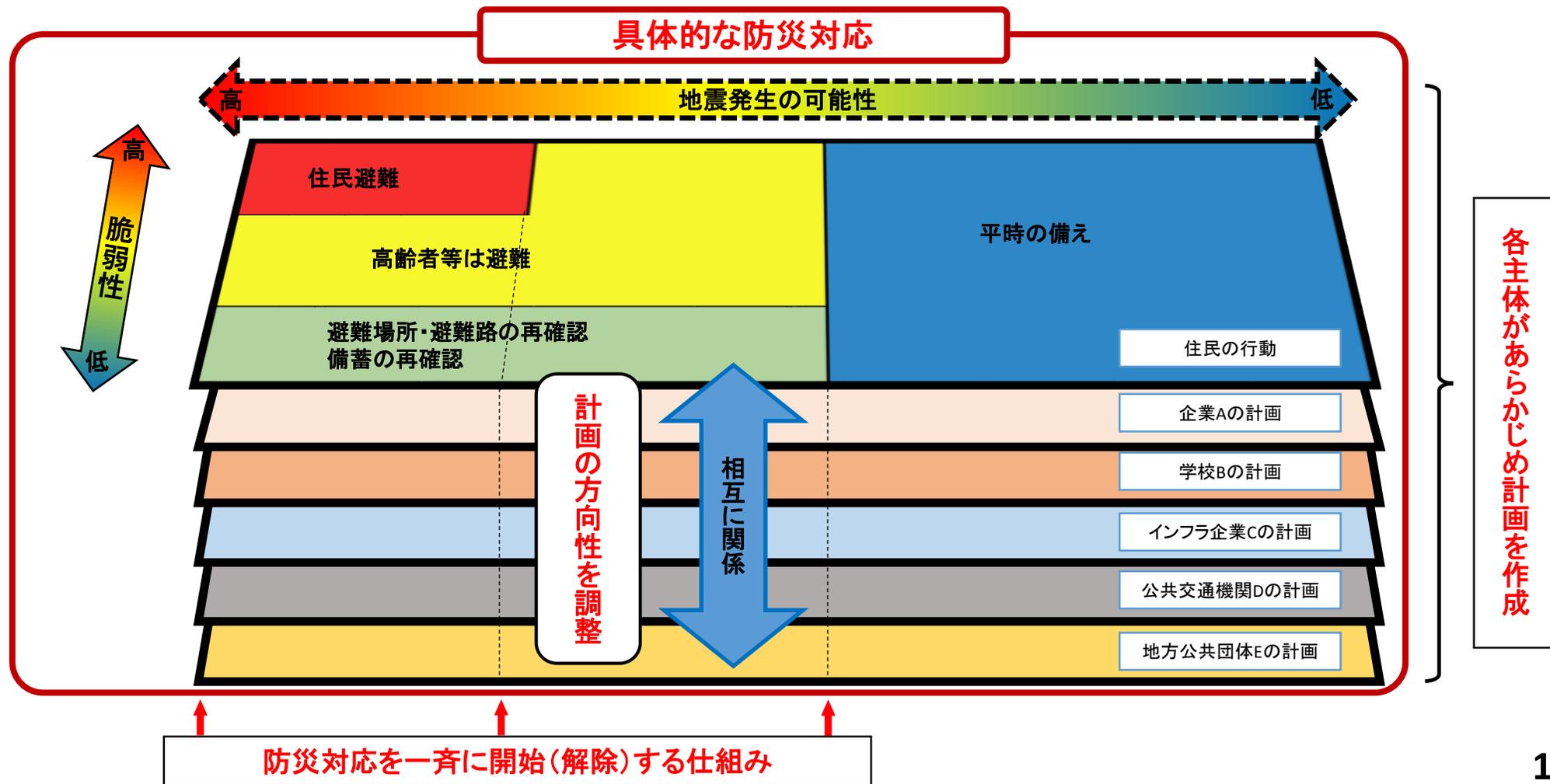


防災対応の実施のための仕組みについての参考資料

異常な現象が発生した際の防災対応の方向性についての概念図

- 異常現象が発生したときに適切に対応できるよう、各主体があらかじめ計画を作成し、自らの対応を定めておくことが重要。異常現象発生した時の防災対応は、各主体が自らの判断で、計画に沿って実施することが基本。
- 異常現象が発生した場合の各主体の防災対応は相互に関係しあうため、地域内で計画の方向性を調整するための協議会等の設置も有効。相互連携が円滑に実施されるためには平時の訓練の充実も必要。
- 想定する異常な現象はごく稀で日常生活になじみがないため、地域の混乱が生じないように、防災対応を一斉に開始し実施できるような仕組み(解除についても同様)についても検討が必要。



どのような条件であれば避難するか

- 居住する側の地域で大地震が発生する可能性について、「今後3日程度は極めて高く、2週間程度は依然として特段に高い状態にある」という気象庁からの呼び掛け等があったとしても避難しないと回答した人の多くは、**市町村から避難勧告が出されれば避難すると回答**

《資料2-1の3ページ、右側の設問で「自宅にとどまる」と答えた方への問》

問 次の場合であれば避難すると思いますか

0% 20% 40% 60% 80% 100%

市町村から避難勧告等が出された場合

n=232

周りの人が避難したり、周りの人から避難を呼び掛けられた場合

n=231

隣接地域で起きた大地震に大きな恐怖や不安を感じた場合

n=231

自宅周辺のスーパーや銀行が休みになった場合

n=233

通院している病院が休みになった場合

n=232

■ そう思う ■ ややそう思う ■ どちらとも言えない ■ あまりそうは思わない ■ そうは思わない

(出典) 静岡新聞社住民アンケート

他の災害における地域での調整の仕組みの例

火山防災協議会

(活動火山対策特別措置法 第4条)

【設置単位】

火山災害警戒地域が指定されている火山ごと

【構成員】

都道府県知事・市町村長、气象台、地方整備局（砂防部局）、火山専門家、自衛隊、警察、消防、観光関係団体、環境事務所、森林管理局 等

【協議事項】

噴火警戒レベルの設定、これに沿った避難体制の構築など、一連の警戒避難体制について協議

- ①噴火シナリオ
- ②火山ハザードマップ
- ③噴火警戒レベル
- ④避難計画 等

大規模氾濫減災協議会

(水防法 第15条の9)

【設置単位】

洪水予報河川又は水位周知河川ごと

※圏域や行政区などを考慮して複数河川を一つの協議会として組織することも可能

【構成員】

国土交通大臣、都道府県知事、市町村長、水防管理者、河川管理者、气象台長 等

【協議事項例】

- ①円滑かつ迅速な避難のための取組
 - ・情報伝達、避難計画等に関する事項
 - ・平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項
 - ・円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項 等
- ②的確な水防活動のための取組
 - ・水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項
 - ・市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項 等
- ③氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組
- ④その他

警戒宣言の意義

- 国、指定行政機関、指定公共機関、地震防災応急計画を作成した者が、それぞれの地震防災計画に定められたところに従って、一斉に地震防災応急対策をとるいわば引き金(トリガー)の役割を果たす信号
- 地震防災対策強化地域内の住民等に対し、警戒態勢をとるべき旨の呼びかけでもあり、さらに全国民に対する協力の呼びかけの性格

【参考】災害が発生し又は発生するおそれがある場合については、平成25年の災害対策基本法改正により、内閣総理大臣による国民に対する周知の規定が、新たに追加されている。

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)〈抄〉
(国民に対する周知)

第五十一条の二 内閣総理大臣は、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難のため緊急の必要があると認めるときは、法令又は防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、国民に対し周知させる措置をとらなければならない。

内閣総理大臣が発するとした理由

- 地震予知情報は、我々の日常生活になじみがなく、これを直接知らされただけではすべての者が適切な行動をとりうるために必要な判断能力を持ち合わせているとはいいがたいと考えられるため、内閣総理大臣が防災上の対応措置としての地震防災応急対策を実施する必要があるかどうかを判断することとしたもの。

- 風水害に関する警報等は発表の頻度が一定程度あることから、市町村や住民が日常的に触れる機会が存在
- 災害に対する脆弱度は地域によって大きく異なることも踏まえ、市町村は、気象警報等の関係機関等から得られる様々な情報や自らが収集した情報に基づき、避難勧告を発令
- 円滑な避難勧告の発令のため、市町村は地域毎の避難勧告等の具体的な発令基準を整備

災害種類	警報等の発表主体	避難勧告の判断基準の設定例(避難勧告等に関するガイドラインより)
洪水 (洪水予報河川の場合)	気象台 河川管理者	指定河川洪水予報により、A川のB水位観測所の水位が氾濫危険水位である〇〇mに到達したと発表された場合(又は当該市町村・区域の危険水位に相当する〇〇mに到達したと確認された場合) 等
土砂災害	気象台 都道府県	土砂災害警戒情報が発表された場合 等
高潮	気象台	高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合 等